

平成23年第2回定例会

総務常任委員会会議録

(平成23年6月10日)

栄町議会

# 総務常任委員会

## 議事日程（第1号）

平成23年6月10日（金曜日）午後2時30分開会

日程第1 請願第1号 公共施設使用の請願書について

### 出席委員（5名）

|     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 金島秀夫君 | 副委員長 | 野田泰博君 |
| 委員  | 染谷茂樹君 | 委員   | 大野博君  |
| 委員  | 葛生康雄君 |      |       |

### 欠席委員

なし

### 出席委員外議員

なし

---

### 説明のため出席した者

|                |       |
|----------------|-------|
| 紹介議員           | 大野信正君 |
|                | 岩井泰憲君 |
|                | 戸田栄子君 |
| 参考人 助け合いネットさかえ | 山田真幸君 |

---

### 出席議会事務局

事務局長 麻生文雄君 書記 西城猛君

◎ 開 会

○委員長（金島秀夫君） ただ今から総務常任委員会を開会いたします。

---

◎ 開 議

○委員長（金島秀夫君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、請願第1号、公共施設使用の請願書です。請願第1号を議題とします。

お諮りします。請願第1号は、審査の内容から紹介議員の出席及び、参考人として特定非営利活動法人助け合いネットさかえ、理事山田真幸氏の出席を求めることにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長（金島秀夫君） 異議なしと認めます。よって紹介議員及び参考人の出席を求めることに決定いたしました。

[紹介議員及び参考人着席]

○委員長（金島秀夫君） 紹介議員におかれましては、お忙しいところ、誠にありがとうございます。後ほどご説明をお願いいたします。また、山田真幸氏におかれましては、お忙しいところ誠にありがとうございます。後ほど、参考人としてご意見を述べていただきます。

初めに、請願文書表の朗読を書記をお願いします。

[書記 請願文朗読]

○委員長（金島秀夫君） 朗読が終わりましたので、紹介議員の大野議員に本請願の説明を求めます。

○紹介議員（大野信正君） 本日は、お忙しい中審査日程に従いまして、ご出席を賜りましてありがとうございます。今回の請願につきまして、私の方から説明をさせていただきます。町民の代表であります議員の皆さんに助け合いネットさかえを含め、今現在栄町で元気作りに活動されているボランティア団体の実態をよくご理解いただきまして、是非、この請願にご賛同いただけたらと思っています。

まず、この請願の内容、助け合いネットさかえの活動について、ご存じだと思いますけれども説明をさせていただきます。助け合いネットさかえは平成12年9月に助け合いネットさかえということで、栄町社会福祉協議会の後援を受けて任意団体として発足しました。平成14年4月にNPO法人特定非営利活動法人助け合いネットさかえの法人登記を行い、栄町でのNPO法人の第1号として活動をスタートしました。任意団体として昨年10年目を迎えまして現在の総会員数は159名、そして利用者は93名でございます。この活動につきましては、行政サービスの制度、介護保険では足りない隙間を埋めるべく支援、食事作り、掃除、洗濯、買

い物、庭木の剪定また、草取り等あともう1つ介助支援、散歩、通院、移動サービス。また、話し相手、精神的なサポートで話し相手になったり、非常に町民の皆さまの機微に触れる、きめ細かい活動をされております。

従来、助け合いネットさかえは、平成19年4月に旧仲町の集会所を無償で賃借をしております3年になります。借り受け当初は老朽化が進んでいましたけれども、専門家の検証もあり当分の間は使用出来るものということで活用されておりました。しかし、活用されるスタートの段階から空き教室等公共施設が事務所として賃借出来るまでというお願いをして賃借をしていただいた様です。

今回の震災によりまして、今借りている事務所が被災を受けました。平成23年3月22日月曜日より当分の期間は事務所としては、休止して、事務所の使用は危険であると判断されて、従来借りていた事務所が使えなくなったという状況でありました。

そこで、今回の請願の形で、活動を引き続き続けていくためにも是非、公共の施設をお借り出来ればということで請願に結びつきました。

私も、助け合いネットさかえの活動について1度、いろいろな角度から見てみたいと思ひまして、実際に、助け合いネットさかえが施主としてお願いされる団体のお客様と、実際活動する皆さんがどんな活動をされているかということ、昨日1時間半ほど勉強に体験をしてまいりました。その方は、安食台にお住まいの方ですけれども、ご主人が体調を崩されて、年配の女性の方ですけれども、草刈り等、庭が非常に草が伸びていて大変であるということから、毎回同じ方をお願いしているのです。草刈りとか、食事作りとかそういった事をお願いしている様です。初めにお会いした段階で、施主さんの表情がいつもお願いしている人間関係があつて、ご主人がそういう状況なものですから、会員の方と非常に精神的なサポート、拠り所と言いますか、孤独でいらっしゃるのに、活動に来られた方たちと、非常にコミュニケーションが良くて、とても助かっていますということをおっしゃっていました。実際に活動される方は1~2時間の中で、庭の草取りを始めたのですけれども、非常にきめ細かく活動されていて、実際にその間に、施主さんは、買い物に出かけられたりして、そういった活動の中で相互の人間関係が非常に良く出来ているなということを感じました。

今、栄町には皆さまご存じのように支援活動をしている団体というのが150あるそうです。150の中で実際に活動しているのが、100団体その中で特に活動しているのが50団体だそうです。支援センターを活用しているいろんなジャンルの中から活動団体となっているのですけれども。その50の中からNPO法人として活動しているのが10団体ありまして、非常に活動は多岐にわたる訳ですけれども、助け合いネットさかえで、私感じたのは、非常に年配の方で中々介護の仕事として、介護でサポート出来ない部分を、精神的なフォローも含めて、きめ細かにやっけていただいている、その助け合いネットさかえの団体の活動については、是非、引き続き、町の元気作りとかそういった活動も含めて継続できるような体制がとれたらいいんじゃない

ないかと思ひまして紹介議員となりました。

**○委員長（金島秀夫君）** よろしいですか。次に、参考人の山田さんに本請願についての意見を述べていただきます。

**○参考人（山田真幸君）** 意見と言ひましても、請願書に書いてある通りですが、なぜ請願を上げたかということに言及しないと、うちの団体としては3月に町長と議長に陳情書を上げておるものですから、なぜこの請願を上げたかというものを説明しないとご理解願えないんじゃないかと思ひます。

実は町長と議長に陳情書を提出して、その中で1つは、議会に対しての陳情に関しては、議会で取り上げるのは主文を議場で朗読するだけ、それが1つございます。

2つ目には、いろいろ、町長とやり取りしまして、その中でその回答に疑問点やら、質問の趣旨をご理解いただけなかったのか、回答のなかった部分そういうのがございまして、最終的には条例や地方自治法まで踏み込んだご回答をいただいております。この栄町の条例、栄町財産の交換譲与無償貸付等に関する条例といひます。それと、地方自治法の第238条の4と栄町の条例を比べますと、その条例はかなり厳しくなる。町長の町民の皆さまに開放されていないのではないかという疑問が生じまして、そこで陳情は我々の事情を訴えるものですが、当会が町から借りていた事務所が、たとえ地震の被害に遭ひ、退去せざるを得なくなったとしても、公共施設を拠点として使用するの、自分の団体だけを対象にするのはおかしいのではないかというふう考える様になりました。

3つ目ですね。栄町の公共施設は栄町民のものです。栄町民の代表が議会議員ですので、その町民の代弁者である議員さんに訴えまして、審議をしていただひて後押しをしていただきたいと思ひ、出したんです。以上が請願書を上げた理由です。

**○委員長（金島秀夫君）** ありがとうございます。紹介議員の説明及び参考人の意見聴取が終わりましたので、これより質疑に入ります。はい、野田委員。

**○副委員長（野田泰博君）** ちょっと質問したいんですけども、大野紹介議員の方からいろいろと、陳情書に書かれている内容からスタートして、ここで借りたんだと、また山田さんの方からも、考え方が陳情書のところから変わって、公共のために他の人たちのためにも必要なんじゃないかということで、こういう請願にしたということですね。私たちが請願を審議する時に、この請願の中身だけを、審議すればよろしいのですか。この書いてある5行、それとも、その書かれていない陳情部分まで、1番最初に平成23年3月28日に陳情出されて、議長に出されて、それから4月に皆さんに署名活動を出されたやつは、1,000人ほど集まったと言われることですが、それを陳情の方出して、今また、請願の方を出されていると、同じ議会に、大きく言って3つが出ているのですが、私たちが審議するというのは、この公共使用の請願書という事だけでよろしいのですか。

**○委員長（金島秀夫君）** そのことについては、どうですか。大野議員。

**○紹介議員（大野信正君）** 私はそのように言うておまして、これを機会に町からの回答も出ている様ですけども、実際に町行政でやる公共施設の使用について、地方自治法第238条4の2の4というところで、3つの切り口から、こういうのをクリア出来れば貸与することが出来ますよと出ているのですけれど、それを、こういう機会にどういうことを更にきめ細かくクリアしていったら公共の知恵を、こういうボランティア団体が手を挙げて借りることが出来るかという細部について、もう少し説明があってもいいのかなと私は思いました。

**○委員長（金島秀夫君）** 野田委員。

**○副委員長（野田泰博君）** 今のこともそうなのですけど、前に山田さんが言われたこともそうなのですけど、この請願を出すのは、主目的は議会で主文を読ませることを付け加えておりました。それから、大野議員の方はこれを機会に、3つの切り口からじゃなくて、もっと他の切り口からなんとか、ボランティア団体に町の庁舎を使わせるような事をすればいいというように言われました。1つ私が聞きたいのは、この請願というのは、特定非営利活動法人助け合いネットさかえに、町の施設を使わせるということが主目的なのか、それとも、主文を議会で読ませることなのか、大野議員が言われたこれを機会に3つの切り口ではなくて、ちゃんとボランティア活動やっている人たちに使わせる方法ですか、方式ですか、そういう事を考えていくということをするのか、この請願というのは何が1番の目的なのでしょう。

**○委員長（金島秀夫君）** 大野議員。

**○紹介議員（大野信正君）** 私の方の説明の別の切り口からというのではなくて、その3つの中の出ている内容が、もう少し具体的に活用出来るような形で表現してもらった方がいいのではないかと私は思ったので、それを話しました。全く別の事を言うのではなくてここで、出ているように庁舎を貸し付けるにあたっては、その用途を妨げない限度であるとか、例えばここに書かれているものが、こういうことをクリアしたら大丈夫なのですよという団体が、活用出来る様な具体的な、もう少し細部にわたる物差しというのがあった方がいいのではないかと思いました。

**○委員長（金島秀夫君）** 野田委員。

**○副委員長（野田泰博君）** そうしますと、大野紹介議員が言われているのは、条例をもう少し、いろいろな表現をきちんとさせて、わかるようにした方がいいという表現のために公共施設の請願書を上げたということで、理解してよろしいですか。

**○委員長（金島秀夫君）** 山田参考人。

**○参考人（山田真幸君）** 実はですね。

**○副委員長（野田泰博君）** すみません、委員長一応ですね請願審査というのは、3人の紹介議員が全て答えるべきであって、それが答えられなくて、わからないというふうに表現した時に参考人に聞くべきであって、今、私たちはその紹介、請願というのはこういうやり方はすぐ山田さんに聞くとかそういうことではなくて、3人でちゃんと話されて、3人の意見という

のをきちんと聞くのが先だと思います。山田さんにすぐふるというよりも、山田さんは、3人がどうしてもそこら辺わからない、もっとディーティブに入った時に、山田さんに答えてもらうようにすべきではないですか。それが紹介の基本的なやり方ではないでしょうか。

**○委員長（金島秀夫君）** わかりました、それでは、3人の紹介議員の中でどなたかそれに、答える方。岩井議員。

**○紹介議員（岩井泰憲君）** 野田委員のご質問に対して、請願書における文言がわずか5行しかありませんので、とりようは正直様々だと思います。その点で大野議員と私の意見と、戸田議員の意見が必ずしも一致しているとは限らないのですけれども、私の気持ちとしてお答えをさせていただければ、現状がある種の裁量権の中で例えば、町長の裁量であったりとか、その他の裁量の中で、空き部屋だったり、空間を貸したりするというような、言い方に誤平があるかもしれないですけれども、比較的まだ曖昧な部分が残されていると思うのです。私の考えとしては、この公共施設使用の請願書というのは、助け合いネットさかえだけに適用させるものではもちろんなく、一般的にどのような法人団体であったとしても、ある種の取り決めのなかで、要件を満たしていれば、使用できるような、制度作りの一助になればというような考えであります。助け合いネットさかえについてはどうかというと、先ほどの説明もあったようにボランティア団体として、社会福祉協議会からの後援をいただきながら、しっかり住民のためになる活動されてきている団体ということで、的確性も私はあると思っていますのですけれども、ただこれは助け合いネットさかえだけの問題では決してなくて、制度の問題、公共使用の、公共施設の使用に関しての町の姿勢の問題、それを是非お願い出来るというか、より一層町の対応として、向上出来ればいいのではないかという、そういう気持ちから私は、請願に賛成をさせていただきました。

**○委員長（金島秀夫君）** それでよろしいですか。戸田議員。

**○紹介議員（戸田榮子君）** 私も、請願に賛同する者の1人として、今の野田委員の質問に対してですけれども、同じ3月議会定例会に陳情書と、請願書が出されますね、最初の陳情書は助け合いネットさかえの実情、今まで借りていた仲町の集会所が災害によって使えなくなっている、でもなんとか存続したい、利用者もまた、会員の方たちも含めて存続したいというその強い気持ちで、公共施設を貸して欲しいという趣旨の陳情書だったのですね。

しかし、今回の請願書はそれも含めて、そのことを前提にしながら、助け合いネットさかえだけではなくて、栄町には頑張っているいろいろなボランティア団体、NPO法人もあるので是非、その方たちも含めて、また助け合いネットさかえも含めて、公共の施設を開放していただいて町づくりが出来るように、福祉の向上に貢献出来るような手立てを、行政として、して欲しいという趣旨なので、関連性があると思っています。しかし、今私たちがここで紹介議員となった請願はそのことを踏まえながら、ここの5行の中にあるように、NPO法人を含めた活動している団体には是非、公共施設を使わせていただきたい、その努力を行政に求めるそれと、

今後そういう方たちが元気に活動出来るようにして欲しいという、そのことの趣旨なので、私はこの陳情について、なるほどもっともだということ。これまでの経過はいろいろあるかも知れませんが、この陳情書の内容はそういう意味では賛成して賛同の1人となりました。請願の賛成となりました。

**○委員長（金島秀夫君）**　そういうことで門戸を開いていただきたいということのあれですね。野田委員。

**○副委員長（野田泰博君）**　3人の紹介議員の話聞いておきますと、助け合いネットさかえに、この役場の施設をすぐに貸してあげてくださいというのではなくて、他のいろいろな団体もあるから、その人たちに門戸を開いてくださいという請願だというふうに、3人とも考えていられて。私が思うには、町の町長の姿勢を正すのは、一般質問ですとか、通常町長に会って話したりしてこのやり方まずいですよ、もっとここはこうしてください、ああしてくださいということであって、この助け合いネットさかえが悲痛な面持ちで、場所が無いんだ、貸してくださいというものから、ちょっと離れるような、むしろ反対に3人は助け合いネットさかえの悲痛な気持ちを政治的にある意味で、何とかこの町の姿勢を正すためにやろうとしているというふうに聞こえてしまうのですが、助け合いネットさかえのためにこの場所を提供してやろうという情熱が、私にはあまり感じられないという、陳情書を見ていると、陳情書は悲痛な面持ちで書かれて、1,000人の方もそれを納得して書かれたと思います。請願書になったら、その部分が抜けていて全体的に、山田さんも言いましたけれども、この主文を議会で読ませることとか町長のやり取りで回答が無かったから、町長の開放しようというのに、疑問が湧いただとか、自分の団体だけを考えるのはおかしいから、全体的にしたという、何か私は助け合いネットさかえの悲痛な面持ちから離れた政治的な決断を、この助け合いネットさかえの出してきた請願を使って3人の方はやっているようにしか感じないのですけれど、その点どう考えられますか。それからもう1つ、他のNPOと話しましたか。いくつですか。

**○委員長（金島秀夫君）**　大野議員。

**○紹介議員（大野信正君）**　NPO法人の中でも、実際にこういう事務所を活用したいというところについては、早急にそういうものがあつたというのは1つですね。あと他のNPO法人は、例えばドラゴンカヌー栄もしかりですけども、活動の主旨、例えば観光協会もしかりですけども、実際にもう指定業者として扱っているところもあるので、事務所的なものとして是非と思っているところは、今現在1つだと思っています。そこの1つについては、自分たちの中で、自宅を活用したりして、これだけ多くの会員を持っている訳でもないのに、そのNPOは現在のところ自分たちでやっておりますということでありました。

**○委員長（金島秀夫君）**　野田委員。

**○副委員長（野田泰博君）**　大野議員が説明した時に、NPO法人は栄町に10団体あると言いましたけれども、団体であっても千葉県にきちんと登録されているのは8団体です。平成



23年3月30日にドラゴンカヌー栄が認定されただけであって、10団体というのは、間違いで8団体というふうに訂正された方が良いと思います。それで、団体はわかったのですけれども、皆さんの助け合いネットさかえが、陳情を見るとすぐに貸してくれと言っているけれども、3人とも町長の姿勢をしかも、山田さんまで町長の姿勢を問い正したいというのは、私は請願じゃなくて、一般質問になる形だと思うのですけれども、どうですか。

**○委員長（金島秀夫君）** 先ほどの、政治色の強い云々というのは、いいですね。岩井議員。

**○紹介議員（岩井泰憲君）** ちょっと誤解があるのかなというのが私の率直な印象です。岡田町長、また役場職員の方々が怠慢をしているだとか、方針、やり方に不十分さがあるというふうには感じておりません。たぶんこれが通常形だったのだと思います。だとしても問題ないと思うのですが、こういう現実的な問題に直面して未曾有の大地震が起きて、実際に建物が大きく被災されて、行き場を失っている団体がある中で、その改善策として、今回のような、公共施設の使用が協働の一層の拡大を図るという意味合いからもあって良いのではないかと、ちょっと話が戻るのですけれども、野田委員が言われたように、助け合いネットさかえの悲痛な気持ちを代弁するものとは、ちょっとかけ離れていると言われれば、確かにそのような印象を持たれたのかも知れないのですけれども、私の気持ちとしては、助け合いネットさかえだけを優遇したりだとか、そういうつもりでやる訳ではなくて、やはり適格性を持った団体だったら、等しくその機会を与えられるべきだと思うのです。将来的にも。今回たまたま、助け合いネットさかえの方で、このような陳情そして請願が上がってきて、助け合いネットさかえはもちろんその的確性を私自身持っていると思うのですけれども、この助け合いネットさかえだけの問題でもないとは思っております。それは、私の気持ちです。

**○委員長（金島秀夫君）** 戸田議員。

**○紹介議員（戸田栄子君）** 岩井議員の内容と同じですけれども、助け合いネットさかえが、いろんな問題で特に場所の問題で、存続の危機に直面しているということは、栄町の福祉行政にとっても、逆に大きな痛手でありまして、利用されている方にとっては本当に大変なことだと私は思いました。ただ、公共施設の使用については、助け合いネットさかえだけに貸せばいいということではまずいですし、1番こういう陳情書を出したり、活動したり、署名運動したりして頑張っている助け合いネットさかえが、町に働きかけて是非、町の施設を使わせてくださいという声を上げた。しかし、私たちだけじゃなくて、岩井議員もおっしゃったように、他の団体でもそういう希望があったり、町づくりのために頑張っているところがあつたら、解放してくださいという、これは逆に自分だけ貸せばいいというよりも、うんと広い気持ちですし、町民にとっても町にとっても良いし、政治的という意味がよくわからないのですが、これは当たり前のことかなと思って賛同しました。

**○委員長（金島秀夫君）** 野田委員。

**○副委員長（野田泰博君）** 政治的という意味ではなくて、3人が思っている質問事項は一般質問でも充分叶えられるのではないかなという意味で言ったのです。それは、政治家のやる義務ですし、政治家がそういうこと出来るという、今ここで皆さん話していることは、この請願、2、4、5行の請願を、かなり、陳情から入って、こういうものが出てきたかというところから入って、町長に対する疑問まで入ってきて、最終的には請願になったというふうに、理解しておりますが、その背景というものも含めて私たち、説明されたから質問したいと思うのですが、助け合いネットさかえだけではなくて、他の全部で8団体、平成23年3月30日現在ではあるのですが、そういう他のところも、区の物を借りられたらすぐに借りたいと言っていた、そしたら、そこと共同して請願というのを上げるべきだったのではないのですかね。だから、これを見るとどうしても、陳情も助け合いネットさかえ、皆さんの書いた緊急署名も助け合いネットさかえ、皆さん書いた人たちは助け合いネットさかえのためになんとかしてやろうよと、1,000人も集められたと思うのですよ。この紹介議員の方たちは、他のことも含めてそうだっていうのは、その部分は一般質問なりして、ここにいる政治家の義務なのではないのですかね。むしろ、助け合いネットさかえが困っている、助け合いネットさかえを何とかしてやろうじゃないかっていうのが、請願で紹介議員がやらなければいけないことなのじゃないのですかね。テレビのラブハープじゃないけれど、助け合いネットさかえを助けてやりたいって、その気持ちがそこらへんで止めちゃったのですよね、なんでもっとやらないのと。

**○委員長（金島秀夫君）** 大野議員。

**○紹介議員（大野信正君）** 現実の1番直面している問題の中で、助け合いネットさかえが1番困っているわけです。他の8団体が同じように困っていて、一緒だったら、野田委員のおっしゃる通りだと思うのですけれども、現実には今まで活動して、事務所を借りてやっていたのが、今回の災害で事務所が使えなくなって、なおかつ今の活動を継続するためには、是非ご理解をいただきたいというのが、今回の請願の趣旨だと思いますので、他の団体も同じであれば、おっしゃる通りだと思います。現状のなかでは、助け合いネットさかえが、このまま、困っている方たちのものを続けるようにするためには、そこから糸口をつかんで、町としてもこういう困っている方たちに貸せるようなものを、一つのきっかけとして、門戸を開いていただけたらいかなものでしょうか。そういうのを議員の皆さんにも、実際に困っている団体があって、公共性があって、少しでも前進するために、いまの返事だけでは、難しいということであれば、それを私は思いましたので請願紹介議員になりました。

**○委員長（金島秀夫君）** 野田委員。

**○副委員長（野田泰博君）** いや、そこら辺の話になると考え方が少し違うので、この内容から見ると私は、助け合いネットさかえが、本当に助けて欲しいよというふうに今言っているのであって、3人ともそこに集中すべき、請願じゃないかと私は思っているのです。他の人も助け合いネットさかえ以外に、こっちも助けて、こっちも助けて、いるはずだから、そっちも

全部含めて議会議員としてやるっていうのは、私は外れている、それ以上議論してもしょうがない、私は外れていると思っています。それから、NPO法人というのはある意味で独立の精神でやっていくということが建て前だと思っています。この時に、認定NPO、認定ですよ、認定NPOこれを認めるには、総収入の3分の1が寄付ということを一歩最初にうたっているのですよ。山田さんが今日、出してくれた決算の報告を見ると、総収入の3分の1どころか10分の1ぐらいかなと。これは、私、理解出来てないのです。ごめんなさい、理解出来てないで、そういうふうに言っているのですけれども、もし良かったらNPOに詳しい山田さんに説明してもらおうと、他の方もNPOの3分の1がNPOの認定だなんて、たぶんあまり分からないと思うので、大野議員はご存じかもしれませんね、立ち上げたから。そこら辺はどうなのですか。

○委員長（金島秀夫君） 大野議員。

○紹介議員（大野信正君） NPO活動のスタートに対して、3分の1が寄付でやるということは、私はその辺まだ不勉強がありますので、十分勉強してから野田委員にお答えしたいと思います。

○委員長（金島秀夫君） 山田参考人。

○参考人（山田真幸君） 認定NPOと申しますのは、確か3、4年位前ですかね。出来ました。何かと申しますと、総事業費のうちの3分の1が寄付で賄える団体、寄付だと今までの実績がですね。そうしますと、寄付をする側がですね、税控除になると。今までは普通のNPOは寄付をされても、寄付をした人が税控除ってことは無かったです。それが、いろいろNPOが存続とかいろいろ、お金が無いものですから、寄付で賄っている団体が多いものですから、その中の総収入の3分の1が寄付であれば、そこは認定NPOとして認めますよというようなことですね。

○委員長（金島秀夫君） 野田委員。

○副委員長（野田泰博君） それは、最近出てきた考え方なのですか。3分の1というのは。

○委員長（金島秀夫君） 山田参考人。

○参考人（山田真幸君） 4、5年になりますね。国の方で寄付した側の控除対象に、こういう団体だったらなりますよと、それは寄付金が3分の1というような規定を持ったと思います。

○委員長（金島秀夫君） 野田委員。

○副委員長（野田泰博君） そういう観点から見ると、決算書見ても大変な苦しさ伝わってきます。それともう1つ聞きたいのは、先ほどの請願だけではなく、請願の裏に含まれる陳情書とか何とかいうことも議題に取り上げていたから、そこら辺で質問したいのですが、そのNPO法人と商工会と社会福祉協議会と、シルバー人材センターを同列にあげてここも使っているのだから、自分たちもと言うんですけれどもそこら辺は、同列に上げて良いものですか。

4月吉日で山田さんが出されている署名のお願いという中に、準民間団体である栄町社会福祉協議会、栄町シルバー人材センター、栄町商工会は栄町役場の一角を使用しております。

**○委員長（金島秀夫君）** 野田委員のことは、いろんな形で質問させていただいてわかるのですが、我々ちょっとわからない点があるわけですよ。アンダーでやっていたものが。委員の方にも配ってもらいましょうか。

**○副委員長（野田泰博君）** これは非常に簡単で自分たち空き教室がかなり学校もありますとか、そして準民間団体である栄町社会福祉協議会、栄町シルバー人材センター、栄町商工会は栄町役場の一角を使用しておりますと、要するに貸して欲しいけれども、栄町社会福祉協議会だって、栄町シルバー人材センターだって、栄町商工会だって、栄町役場の一角を使っているじゃないかという内容なのです。これを今、請願紹介議員にお聞きしたいのですけれども、NPOと同列に扱ってよろしいのでしょうか。考え方。

**○委員長（金島秀夫君）** 今の野田委員の説明は、ご存じですか。大野議員。

**○紹介議員（大野信正君）** はい、知っています。町がそこに貸しているじゃないかということに対しては、町の方は今、貸していることについては、地方自治法第238条第4項第2号の4に適合しているから貸しているのですよということ、町は貸している訳です。前提条件があります、それをクリアしています。それに対して助け合いネットさかえもクリアするものが。

**○委員長（金島秀夫君）** よろしいですか、はい野田委員。

**○副委員長（野田泰博君）** 岩井議員でも、戸田議員でもお答えになっていただければ良いのですが。紹介議員として、いま、私質問した。

**○委員長（金島秀夫君）** 戸田議員。

**○紹介議員（戸田栄子君）** クリアしているからこそ、いままで助け合いネットさかえの方で、こういうことで場所が使えなくなったので、是非公共施設を貸して欲しいという事に対してこれまで、関係する課、福祉課とか、どこかないかということで探していた訳で、あるないはしょうがないですよ。これは条件があるので努力をした訳ですから。だめだったら、そのことを頭から断るでしょ。だから、それは栄町社会福祉協議会にも貸している、栄町商工会にも貸せる、助け合いネットさかえのようなNPO法人の団体にも貸せるということだから、町はそれを受けたのではないですか。ただ、結果的には、まだいまだに適当なところがないという回答だと思いますけれども、どこまでその場所を探求するかは別として、貸せるのではないですか、貸せますよね。他の自治体でも貸していますから。それは、今おっしゃった地方自治法に合致していると思います。それは、野田委員の方では、駄目だということですか。

**○委員長（金島秀夫君）** 野田委員。

**○副委員長（野田泰博君）** 良いとか悪いとかじゃなくて、その違いをちゃんと把握されていますかと、栄町商工会とNPO法人と、栄町社会福祉協議会とNPO法人とそれ違いをちゃ

んと理解されて、その陳情もそうだと言われて、貸すとか貸さないじゃなくて、話を聞いていたら、あまりご理解されてないように感じます。

**○委員長（金島秀夫君）** 岩井議員。

**○紹介議員（岩井泰憲君）** 回答としては、戸田議員が言われたのと本当に同じなのですが、これまでも助け合いネットさかえの方に行政として無償で賃貸していた、貸していたという現実があるということと、もう1点将来的にもご存じのとおり、私どもの竜角寺台もしかり、安食台もしかり、町内全域で住民の方々のいわゆる無償のボランティアのご協力をいただきながら、町の運営が益々一層行われていかなければならないという状況の中で、いっそのこと、助け合いネットさかえのような団体に対して、NPO法人に対して無償で対応するというようなことは、あっても良いと思っています。ただ、野田委員が言われたような栄町商工会だとかの団体の違いの差ですね、わかっていないのではないかとわれれば正直そうだと思いますので、是非この場で教えていただければと思います。

**○委員長（金島秀夫君）** 野田委員。

**○副委員長（野田泰博君）** この場で教える役でもないのですが、認可というものと、認定というものに差があるということ、ご理解された方が良いと思いますね。栄町社会福祉協議会も認可です。栄町商工会も認可です。商工会議所はもっと、国の方までいくのですよね、それは何かというと、全体を見てやっているところには、やはり県も国も認可なのです。認定というのは、それを認定するから、こういう例えで合っているかどうかわからない、大きなアンブレラと小さなアンブレラみたいなものなのです。その差があるということだから、一概にここに書かれてるように、同じ同列には扱えないのです。それが証拠にNPO法人でも、いろんなNPO法人があって、個人のNPOもありますし、山田さんのところのNPOはだいたい仕分けでいくと33のいろんな職業の仕分けがあるうちの1つなのです。請負業という、山田さんのところは、請負業でちゃんと税金も県にも払わなくてはいけない、国にも払わなくてはいけないという、はっきり言って1つの企業体ですよ、それとただ単に例えば、平成23年3月30日におめでとうございます、ドラゴンヌーが認定されているのですけれども、それと全然違うのですよ。NPOでも。だから、そういう形もあって、岩井議員の言われたのは正しいのです、私が言っていた答えに対して1つ正しいこと、本当にそのとおりですよ、今まで貸していたじゃないかと、それ何だという、そのポイントなのです。それは、あくまでも1番良いポイントなのです、それが答えですよ、何で貸していたのだと思いますか。町長が貸している訳ですよ。それは、政治的な背景の中で、政治的というのは変な意味の政治的じゃないのですけれども、町づくりという中で、必要だと思っているからですよ。私の聞いている範囲では、平成23年3月11日に地震があって、平成23年3月17日に中川さん、前の会長がお話に来て、平成23年3月28日にもう既に署名活動に入られたり、陳情のお願いを出したりされていると聞いていますが、町長は引き続きどこかを探していると、場所どこ

が1番良いかというのを探しているというふうに聞いているのですよ。それは、町長の今、岩井議員言われたように、町長の裁断で貸せるのです。それを皆が同列にして誰にでも貸そうという請願とは違いますよと、それを言うためにそういうふうに言っている訳です。そこまで話しているのです。助け合いネットさかえというのが、非常に苦しんでいるというのも、私も直接山田さんから聞いて知っていますし、ですけれど、今日ちょっと聞いていて、町長の姿勢を正したいとか、そういうようなところから入っていたら、あくまでもNPOというのはそういう政治的な圧力をかける団体じゃござんせんぜと。実を言うと今から4年前に山田さんが出された記事があるのです。山田さんの後援会長が出されて、推薦しますと、選挙の時出しているのです。ここにNPOネットも入れているのです。NPOネットでやっちゃいけない事が、2つあるのです。政治と宗教です。これ2つはやっちゃいけないのです。それはちゃんと、NPOの法律にも書かれてあるのです。駄目だと。例えば、政治上の主義を推進し支持し、またこれを反対することを主たる目的とするものでないこと。ハは特定の公職選挙法第3条に規定する公職を言う。議会議員がそうなのですけれども。候補者もしくは公職にある者又は、政党を推進し支持し、またこれら反対することを目的とする者でないこと。つまりこれは、何でやっているかと言うと、選挙管理委員会にその当時のチラシを見せてくれと言ったら、これは入っているのですよ。だから、そういうことをしてしまうと、これは完全に公職選挙法違反になってしまっているのですよ。今、山田さんが言われたこととか、皆さんが言われていることは、一般質問でも充分町長の姿勢を正すことが出来ることなのです。これは、請願というのは皆さん困っているからどうしても部屋を欲しいのだという強い要望を出しているにも関わらず、それをベースにして貸してあげようじゃないかと、町長の姿勢を正そうじゃないかというのは、この請願主旨とは私は全然違っていると思っております。以上です。

**○委員長（金島秀夫君）** 戸田議員。

**○紹介議員（戸田栄子君）** ひとつ条例の関係ですけれど栄町条例ありますよね、その中で、野田さんご存じの様に栄町財産の交換譲与無償貸付に関する条例ってありますよね。その中の第4条の2の中で、助け合いネットさかえを含めたそれは、いろんな団体NPO法人と言っているのは8団体あるという事ですけれども、その人たちが申し出た場合は、栄町で出来ている条例の中の第4条の2に適用するから、私は貸せると思います。栄町社会福祉協議会云々の違いというのは、私も野田委員のおっしゃる通りだと思いますけれども、今ここで出ている請願の中で、栄町のこういう財産のものを貸してくださいということは、第4条の2で出来る要求、法外でない、こういう要求が出来るというように解釈して、私は賛同したのですけれども、それでは間違いなのでしょうか。まず、それ1点です。それと、もう1つ、何で賛同したのですかっておっしゃいませませんでしたか。それなのです。

**○委員長（金島秀夫君）** 戸田議員が話をしているのは、どうして賛同議員になったかということが頭の隅にあって、それをお答えしている訳ですか。戸田議員。

○紹介議員（戸田栄子君）　そうです、賛同議員になんでなったのですかと言ったので。

○委員長（金島秀夫君）　その他何かございますか。大野委員。

○委員（大野 博君）　助け合いネットさかえがやっていることはすごく、理解、解っているのですよ。この公共施設の使用の請願ですけれども、気になったのは学校の空き部屋、この請願書の中に5行の中に入っているのですけれども、空き教室がある学校もありますと入っているのですけれども、これは教育委員会、教育長また学校側の方へ打診して、それを理解があるのか無いのか、文言に対して重要な部分ですので、またこの中に、空き教室を貸した場合、生徒に対する影響もかなり多く出てくると思います。その辺の考慮もちゃんと考えてこの中に入れたのかお伺いします。

○委員長（金島秀夫君）　いかがですか。岩井議員。

○紹介議員（岩井泰憲君）　確認をしたかどうか私は存じておりません。まず1つ目の先ほどの質問としてはですね、教育長または、教育委員会の方に確認したのかということについては、私自身は、存じ上げていないのですが、現状の問題として現状としてどうかというと、ご存じのとおり学校には、かつて1,000人もいたような小学校、中学校で今現在150人、200人しか居なかったとしても、それでも空き教室は無いですというような回答をしてきたのです。実際、そのいろんな、かつての目的外で使用している事例が多々ありまして、私なんかはPTAの仕事もありますので、竜角寺台小学校、本当に毎日とは言わないですけれどもかなりの頻度で行っています。そうすると、例えば昨年使っていた言葉の教室という子どもたちを言語学習、発達障害がある子どもたちを対象とした教室使っていたのも、今は、使っていなかったりだとか、また、PTA室という今までなかったものも新しく作れるようになったりだとかと、現状としては、空き教室は実際的にはあると言えるというふうに私は認識しましたので、この文言については特段の問題は無いと思っております。以上です。

○委員長（金島秀夫君）　大野委員。

○委員（大野 博君）　岩井議員の方から話聞いたのですけれども、実際には学校の方とか教育委員会、教育長の方にも打診はしていないということで、いいのですか。誰かこの中で山田さんも中に入っているけれども、その点の確認事項とあと生徒に対する影響とか、いろんな部分出てくるのですよ。実際に使用した場合。

○委員長（金島秀夫君）　山田参考人。

○参考人（山田真幸君）　だいたい教育委員会に聞けば、さっき岩井議員がおっしゃられたとおり、空き教室はありません、そう答えますね。僕の従妹の旦那が千葉県の教育委員にいまして、県議会に行った時にちよろちよろ後ろを走り回っているから何んだと思って、千葉県の教育委員会へ行っているのかと思って電話をかけて、ついこの間「まあ、教育委員会に相談してもダメだよ、あいつら全然責任をとるの嫌だからな。まあ四街道では、農機具屋に貸しているよ」というような、もう辞めたのですがね、そんなことを言っていましたね。それは、生徒

の影響が例えば、大野委員がおっしゃられた様に、それはあります。確かに。ただ、今、福祉施設に開放している東京都内の学校もありますね。これは、公共的団体のうちに入るのかな、その解釈をどこまでするかで、うちなんかもそれで悩んだところなのですが、そういう福祉団体に貸していますと、上からは小学生が降りて来る、そこで喫茶店やったり地域の福祉団体の入ってるおじいちゃん、おばあちゃんと仲良くなる、それから近所の人遊びに来る。かえって、閉鎖的な学校よりも治安は良くなるというふうな事を事例として聞いております。以上です。

○委員長（金島秀夫君） それで、よろしいと、野田委員。

○副委員長（野田泰博君） 気を付けた方が良くと思います。個人的レベルのことをここで話すと、それは、全部公式の資料になって出てくるので、ある程度、委員長が個人的なレベルの話を、止めないとそれまでちゃんと、記録に出てきますよ。気を付けたほうが良いですよ。

○参考人（山田真幸君） その部分はちょっと削除してください。申し訳ありません。

○委員長（金島秀夫君） あとで確認して処理しますので、よろしくどうぞお願いします。その他何か。

○委員（染谷茂樹君） 委員長にちょっと。

○委員長（金島秀夫君） 私は発言権ないのですよ。染谷委員。

○委員（染谷茂樹君） 今日、採決するのですか。

○委員長（金島秀夫君） します。

○委員（染谷茂樹君） もうちょっと時間をください。

○委員長（金島秀夫君） 大野委員。

○委員（大野 博君） 請願ですけれども、請願はその請願に対して可能性の内容のあるものに対して審議するものであって、この内容では少し賛成できる審議の内容では、私は無いと思います。以上です。

○委員長（金島秀夫君） それに対して、岩井委員。

○委員（岩井泰憲君） すみません、差し支えなければ、もう少しその可能性の問題についてご享受いただければと思います。

○委員長（金島秀夫君） 染谷委員。

○委員（染谷茂樹君） 地方自治法第238条のことですけれども、その文言の足りない部分がありました。その部分ですけれども、その部分も請願に載せた方が良くないですか。どこをどうと。

〈そういう話じゃないのですよ、もう出ているのだから・・・の声あり〉

○委員（染谷茂樹君） そういう部分もあるから、もうちょっと話しましょう。

〈ちょっと整理しよう、それで、何を聞きたい訳・・・の声あり〉

○委員（染谷茂樹君） そうなっちゃうと討論になっちゃうから、やめますけれど、いろん



なもの、さっきの署名にしても、いろんな話が出てきちゃったので、その署名簿見てもないし、いろいろあるので、書類的にまだ、不備な部分があるんじゃないかと思ひまして。ただ、言っていることは、よくわかったのですよ。

**○委員長（金島秀夫君）** あと、紹介議員の方から、何か付け加えることとか何かありますか。特別ないですか。大野信正委員。

**○紹介議員（大野信正君）** 私の方から特に、現実の助け合いネットさかえの活動を理解したうえで、とにかくやはり非常に一生懸命ですね、地元のことのそういった厳しい人たちに活動している活動が、少しでも滞ることが無いように何とかご理解いただいて前に進めていただきたいという感じが強くあるので、その点だけ重ねて申し上げたいと思います。

**○委員長（金島秀夫君）** 葛生委員。

**○委員（葛生康雄君）** 関連するのですけれども、染谷委員と。署名運動しているということは、どういう内容で署名運動しているのですか。この公共施設を利用するために署名運動集めをしているのですか。

**○委員長（金島秀夫君）** さっきの陳情の問題だとかね、請願だとか、いま新しくそれが出た訳なのだけれど、これは請願について話した方がいいんじゃないかなと。

〈わからないから聞いている・・・の声あり〉

**○委員長（金島秀夫君）** 今までの例えば我々知らない中で、アンダーでいろんなことがあった訳でしょ。そういうものを聞きたいということですか。大野信正委員。

**○紹介議員（大野信正君）** 私の理解はですね。

**○委員長（金島秀夫君）** ちょっと待ってください。それでいいですね。じゃ、大野議員。

**○紹介議員（大野信正君）** 私の理解は、それだけこの活動が滞る事に対して何とか前に進めたいという思いが、そういう事につながったのかなと、あの署名に。というふうに思いました。今の活動が滞らないっていうのは、別の所が貸していただければ良い訳ですけれども、そういうのが、少しでも前に検討していただきたくということで、やっていると理解しております。

**○委員長（金島秀夫君）** 葛生委員何か。それで良い訳でしょ。葛生委員。

**○委員（葛生康雄君）** これを利用させるために、皆さんの協力をあおった署名活動をしているということでよろしいのですね。これは助け合いネットさかえの人たちがやっているという理解で良いのですね、この団体だけですね。他のNPOの8団体の7団体はしていないと。助け合いネットさかえの問題だけで良いですね。そこだけ確認させてください。さっきの言っているNPO法人の8団体のうち7団体も私のところだけじゃないですよ、全ての団体も使えるようなことの請願ですよという説明が、誰かなされた訳ですけれども、その辺は。

**○委員長（金島秀夫君）** 岩井議員。

**○紹介議員（岩井泰憲君）** 先ほどの、繰り返しになってしまうのですけれども、この請願

その5行の文言の中で、その取り様は、正直様々あると思うのですね、私の取り方として、今回の問題の論点というのは、助け合いネットさかえだけが使えるようにというものでは無いというふうに説明させていただいたのです。だから、今回、請願と直結しているのではないかとというような認識は、大野議員は直結しているというように、考えられている様ですがけれども、私はそういうふうには考えておりませんので、請願は請願として別の手段として、目的は一緒かも知れないですが、手段は別で、請願は別だから、それを持ってですね、なんかちょっと矛盾しているのではないかっていうのは、誤解ではないかなとは思いますが。

**○委員長（金島秀夫君）** 葛生委員。

**○委員（葛生康雄君）** ということになると、学校の、大野委員と同じような質問になっちゃいますけれども、空き教室がある学校にある、これは、安食台小だと指して言っていることと私は思っていますけれども、ある学校だから、どこかわかりませんが、そうすると、助け合いネットさかえの場合では、福祉だ、他のNPOには他に学校、教育現場に相応しくないNPOもあろうかと思うのですよ。8団体って10団体って大野委員は言いましたけれど、野田委員に言わせたら8団体なのだと。福祉的には学校の教育現場でも不都合じゃない、悪影響ってどうか。他にNPOというのは、後の7団体っていうのは、よくわかりませんが、教育現場には、その教室を使って何を入れるとか、騒音が出るとか雑音が出るとか、出入りが激しいNPOだというようなこともあろうかと思えます。そうすると空き教室を使うということになると、限られたNPO法人しか使えなくなってきましたよね。その辺は大野議員。

**○委員長（金島秀夫君）** 大野委員。

**○紹介議員（大野信正君）** NPO法人の、現在は例えば観光協会もNPO法人ですし、ドラゴンカヌーもそうですし、ただその福祉とかですね、学校を使う部分のNPO法人によっては、各NPO法人の方向性でいろいろあるから、学校を貸して欲しいというところであれば、その旨行政をお願いして、その使用の目的に合ったところを、貸していただけるように前進できないかということだと思っておりますけれども、我々の団体。

〈うちはなんですかね、不公平だっていうようなこともあるのでは・・・との声あり〉

**○紹介議員（大野信正君）** それは、起きないと思います。例えば仮に、観光協会が学校を使わせてくれと言って、今、新しく、山田さんのところが、仮に学校の方に使わせていただくようになって、他のNPO法人から何故使わせないのだということは、今ある他のNPO法人の内容から見ると無いと思います。どうしてかということ、観光協会とかですね、その他のところは、今現在活動しているので、現状はですね。今後は出て来るかも、可能性はあると思えますけれども、現状の中で1番必要と思っているのは、助け合いネットさかえが1番是非にということだと思えますね。それで出ていることだと。

**○委員長（金島秀夫君）** いいですか染谷委員。葛生委員。

**○委員（葛生康雄君）** 先ほど岩井議員の方からPTAの話が出たのですけれども、岩井議

員の場合には、個人的な見解だと思うのですよ。それで、お聞きしたいのですが、PTA全体としては、その学校とのさっき、大野議員から話のあった、PTAとの話は、まだしていないのですか。

〈まだそんな段階ではないだろう・・・の声あり〉

○委員（葛生康雄君） いや、一応聞いておかないと。

○委員長（金島秀夫君） これは今日請願お願いにきたというのは、冒頭あったような門戸を開きたいということがあったわけですよ。だから、我々とか一NPOの問題だけではなくて、広くいろんなところで使ってもらったら良いのかと、そういうために何かちょっと一節あげて欲しいということで、最初あった、そういう事だったのだよね。だからこれから教育委員会とかそれは、俺が言うこと無いのだからうけれども、これからなのですよ。葛生委員

○委員（葛生康雄君） いやいや請願の中に文書入れちゃって、空き教室ありますってその前に所管の課に行ったらどうですか、行って、こういうような文書に付け加えた方が。

○委員長（金島秀夫君） 葛生委員からそういうことあったのですけれども、今までやったこと無い訳ですよ、これからやるのですか。葛生委員。

○委員（葛生康雄君） 話し合いの中では、たぶん、駄目だというのは理解していますからその辺をどうするのか。

○委員長（金島秀夫君） それではですね、意見もいろいろ錯綜していますので、ここで10分位休憩を取りたいと思いますけれども。5分取ります。

午後3時43分 休憩

---

午後3時48分 再開

○委員長（金島秀夫君） それでは、休憩前に引き続きまして質疑を行います。質疑ございますか。

[「なし」という声あり]

○委員長（金島秀夫君） ないですか。それでは他に質疑がございませんので、これにて質疑を終わります。よろしいですね。紹介議員の皆さま、大変ご苦労様でした。また、参考人の山田さんも本当にありがとうございました。これから賛否取りますので退席を、すみません。

[紹介議員、山田参考人 退席]

○委員長（金島秀夫君） それでは、先ほどの紹介議員の説明、参考人の意見聴取及び質疑を踏まえ、本請願に対して、委員各位からの討論を含めた意見をお願いします。野田委員。

○副委員長（野田泰博君） 請願紹介議員の話聞いていろいろ質問しましたが、私を感じていた助け合いネットさかえが、どうしても部屋が欲しいのだ、どうしてもこれが無くちゃ出来ないのだという情熱が請願紹介議員から全く感じられませんでした。むしろ、町長の姿勢を、これを、ベースにして聞いてみるというものだけが、印象に残っておりますので、この請願は私にとっては、1,000人も、これは請願じゃないですけども、陳情で1,000人もいる人たちの気持ちとは裏腹になった請願じゃないかなと思っておりますので、私はこれに対して反対をいたします。

○委員長（金島秀夫君） その他ございますか。染谷委員。

○委員（染谷茂樹君） 私は、もう少し協議会なりで話し合ってから、あのいろんな議員立法の部分も出てきますので、そういうのがありますものですから、もうちょっと、議論をしてからということで、反対の討論とさせていただきます。

○委員長（金島秀夫君） 葛生委員。

○委員（葛生康雄君） 今日の議論の中では、全く内容が掴みきれなかったし、内容も何とのか、確認出来なかったというようなこともございまして、ちょっと先送り、今回に対しては反対ということでございます。

○委員長（金島秀夫君） 大野委員。

○委員（大野 博君） 私も、3人と同じなのですけれども、もう少し勉強してもらって、きちんとした対応の答弁を期待していたのだけれども、ちょっと無理かな。

○委員長（金島秀夫君） それでは、各委員、もうよろしいですね。だいたい意思表示がありましたので。

それでは請願第1号の採決をいたします。意思表示が出ているのでいいですか。採決。それでは「公共施設使用の請願書」を採択することに賛成か反対かの決を取ります。賛成の方は、おりますか。いないですね。反対の方。念のために。はい。

[全員挙手]

よって、請願第1号「公共施設使用の請願」は採択すべきではないと決定いたしましたので、ここで確認いたします。

本日はどうもご苦勞様でした。なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

---

## ◎ 閉 会

○委員長（金島秀夫君） 以上で総務常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

午後3時52分 閉会

---

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成23年6月17日

総務常任委員会

委員長 金島 秀夫